

# 第1章 総論

## 1 プラン策定の背景と趣旨

今日、少子高齢化の進行や情報化の進展、地域社会における連帯感の希薄化など、わたしたちを取り巻く生活環境や価値観は大きく変化しています。

本市では、スポーツが青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進など多面にわたる役割を担い、市民に明るく健康で活力に満ちた生活をもたらす力になるものとして、1993（平成5）年度に第1次、2008（平成20）年度に第2次刈谷市スポーツマスターplan（2013（平成25）年度中間改定）を策定し、その振興に努めてきました。

本市には、全国や世界で活躍するチームや選手のホームタウンとして、多くの競技で国内トップレベルの大会が開催され、他都市に比べ、市民が身近に高いレベルの競技に触れる機会に恵まれているという大きな特性があります。2016（平成28）年度にはBリーグ（男子プロバスケットボールリーグ）が発足し、その所属チームのホームタウンとして大きな盛り上がりをみせるなど、スポーツへの市民の関心は年々高まってきています。

こうした背景の中、国の第2期スポーツ基本計画に掲げるスポーツで「人生が変わる」「社会を変える」「世界とつながる」「未来を創る」という基本方針を踏まえ、スポーツの果たす大きな役割を再認識し、本市の恵まれたスポーツ環境を最大限に活かしながら、子どもから高齢者まですべての市民がスポーツを通じて明るく健康で活力に満ちた生活を送ることができる社会の実現を目指します。

今回は、第2次刈谷市スポーツマスターplanの計画期間の終了に合わせ、その基本理念やテーマ、基本的視点を継承しつつ、現状や課題を再度見直し、本市の持つ特性を活かしながら、より効果的にスポーツ振興を推進していくための新たな指針となる第3次刈谷市スポーツマスターplanを策定しました。

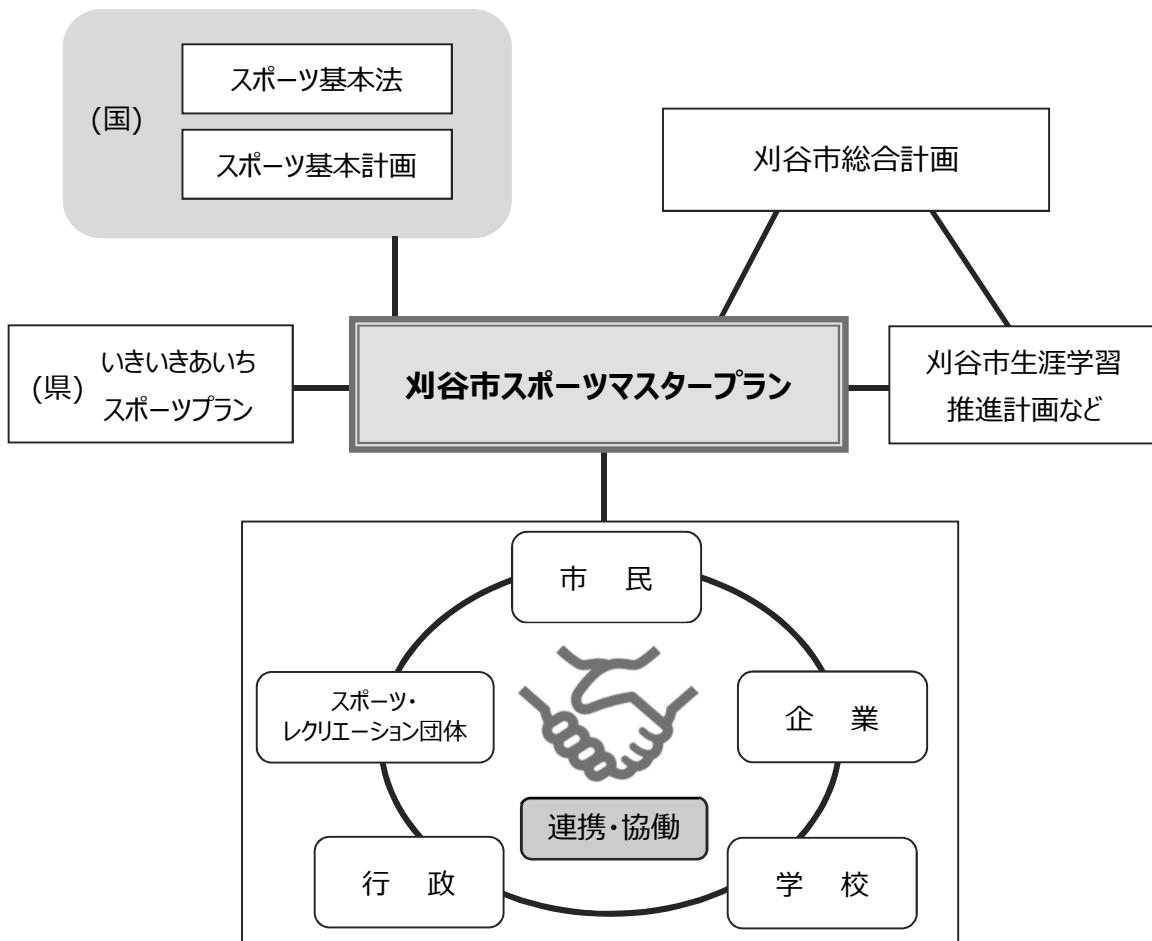
年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、だれもが生涯にわたって、それぞれの体力や技術、興味、目的に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる社会を「市民総スポーツ社会」と位置づけ、本プランを着実に推進していくことで、その実現を目指します。

本プランの計画期間は、2019（平成31）年度から2028年度までの10年間ですが、施策・事業の進捗状況、市民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

## 2 プランの位置づけ

スポーツ振興を計画的に推進するための指針として、その目標と方策を示したものであり、位置づけは、次のとおりです。

- (1) スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画として位置づけられるものです。
- (2) 刈谷市のビジョンや将来像を具体化するための道筋を示す「刈谷市総合計画」で掲げられる目指すべき都市像の実現に向け、スポーツ振興の具体的な方向性を示したものです。
- (3) 国の「第2期スポーツ基本計画」や愛知県の「いきいきあいち スポーツプラン」の他、「刈谷市生涯学習推進計画」など、関連計画との整合性を図っています。
- (4) 市民、スポーツ・レクリエーション団体、企業、学校、行政などが、スポーツに積極的に関わり、また、相互に連携・協働を図るための指針となるものです。



### 3 「市民総スポーツ社会」の実現に向けて

スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」とうたわれ、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとして、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされています。

スポーツの価値の中核は、「楽しさ」や「喜び」であり、すべての人々が自発的・継続的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある豊かな人生の実現につながるものと期待されます。

スポーツの主役は一人ひとりの市民であり、また、市民に直接スポーツの機会を提供するスポーツ・レクリエーション団体や企業のスポーツ団体などです。

そこで、その主役の活動を支援するとともに、本市の特性やニーズに対応したスポーツ施策を実施することにより、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、だれもが生涯にわたって、それぞれの体力や技術、興味、目的に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる「市民総スポーツ社会」の実現を目指します。

### 4 プラン策定の意義

スポーツには、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、爽快感や達成感などの精神的な充足感や、楽しさ、喜びを与えるとともに、体力の向上や生活習慣病の予防など心身の健康の保持増進に大きく寄与する力があります。

また、スポーツを通じた交流・ふれあいを図ることにより、コミュニケーション能力、他人に対する思いやり、助け合い・協調の心の育成や意識の醸成が図られ、青少年の健全育成や地域社会における心のバリアフリーや共生社会の実現につながるものと考えられます。

最近では、スポーツを通じたまちづくりに取り組んでいる自治体もあり、地域コミュニティの活性化や市民活力の創出、地域の魅力づくりや活性化などの効果も期待されています。

こうしたスポーツの持つ多様な力や効果を通じて、市民が明るく健康で活力に満ちた生活を送ることができる社会の実現を目指すため、本プランにより、スポーツ振興に関する目標と方策を明確にし、市民やスポーツ・レクリエーション団体、企業、学校、行政などが共通の認識を持つことで、スポーツ振興施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

## 5 プランにおける「スポーツ」の定義

「スポーツ」を幅広くとらえ、競技種目や学校体育のみならず、レクリエーション活動、散歩やジョギングなど、楽しむことや健康づくりなどを目的に軽く体を動かす活動についても「スポーツ」として捉えます。

また、スポーツへの関わり方として、スポーツを「する」ことだけでなく、「みる」「ささえる」こともスポーツ振興に向けた重要な要素として捉えます。

スポーツを「する」ことで、楽しさや喜びを得られ、さらに、継続することで、勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し、心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現していくことができます。スポーツを「みる」ことで、アスリートの姿に感動し、人生に活力を得ることができ、指導者や運営スタッフ、サポーターやボランティア、子どもの活動のサポートなどによりスポーツを「ささえる」ことで、アスリートの力になり、一緒に喜びや感動を分かち合うことができます。

